

諏訪湖ジュニアアイスホッケークラブやまびこバスターズ会則（改正案）  
（H27年度総会資料：会則修正箇所のみ抜粋しています。）

第4章 選手

（選手の定義）

第12条 選手は保護者及び本人が本クラブの趣旨に賛同し、本会則の手続きにより入会した未就学児から高校3年生までの児童生徒とする。

**2 選手の区分は次のとおりとする。**

- (1) 正選手** クラブ名で連盟登録をしている、又は連盟登録をする予定の者
- (2) 準選手** 中学生女子選手または高校生女子選手のうち、女子チーム名で連盟登録をしているが、大会等へクラブ名で参加する者

第5章 会計

（会費）

第16条 会費は入会金、期会費、月会費、ビジター料とし、月会費は毎月口座振替により納入するものとする。

- 2 入会金は、入会の際支払うものとし、1人3,000円とする。
- 3 期会費、月会費の額は次表のとおりとする。

<b>正選手・準選手</b> （小学生・中学生）	月額10,000円（兄弟姉妹が在籍する場合2人目は6,000円、3人目以降は1人4,000円）
<b>正選手・準選手</b> （高校生）	前期・後期各24,000円（前期は4月末までに、後期は10月末までに一括で支払うものとする。ただし、事情がある場合は分割納付を認める。）
休会費	無料

- 4 ビジター料金は1,000円とし、練習の都度会計、高校生会計又は会計補が徴収するものとする。
- 5 他チーム選手のビジター料金は、1,500円とし、練習の都度会計、高校生会計又は会計補が徴収するものとする。
- 6** ゴーリーである選手については、一切クラブからの防具の貸与を受けていない場合限り、**月会費を6,000円とする。**兄弟姉妹がいる場合は、ゴーリーである選手を1人目とし、兄弟姉妹を2人目以降として取り扱う。
- 7 必要に応じ臨時会費を徴収することができる。
- 8 賛助金は、クラブに協賛する団体、個人及び企業等からの寄付金をいう。

附 則

- 5 一部改正後の会則は平成28年5月9日に施行する。